

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第三条（略） 第四条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する土地（土壤汚染状況調査が行われていないものに限る。）を新たに特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であつて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の用に供しようとする場合については、第三条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項」とあるのは「当該土地を特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であつて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。次項において同じ。）の用に供しようとするもの又は同項」と、同条第二項中「水質汚濁防止法第十條の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合」とあるのは「附則第五條第一項の調査の結果、前項の土地が附則第四条に規定する土地であることが判明した場合」と、「当該有害物質使用特定施設を設置していた者」	附 則 （経過措置） 第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。

とあるのは「附則第五条第二項の届出をした者」と、「当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨」とあるのは「当該土地が附則第四条に規定する土地であつて特定公共施設等の用に供されようとするものである旨」とする。

第五条 前条の場合において、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が同条に規定する土地であるかどうかについては、都道府県知事が、次項の届出に基づき、環境省令で定めるところにより調査しなければならない。

2 土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の所在地

三 特定公共施設等の種類

四 届出をする者以外に土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の調査を行ったときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を前項の届出をした者に対し通知しなければならない。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な

第七条 政府は、附則第四条及び第五条の規定によるもののほか、附則第四条に規定する土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	経過措置は、政令で定める。 (検討) 第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
--	---